

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年3月18日開催 全国信用金庫協会〕

1. 感染拡大防止と業務継続について

- 新型コロナウイルス感染症の影響が拡大・長期化していく中、信用金庫の皆様におかれては、これまで、地域の中小・零細事業者に対する支援に大変なご尽力をいただき、感謝を申し上げます。
- 中小・零細事業者の最も身近な支え手として、コロナ禍において、まさにその真価を発揮していただいているところであり、地域にとってなくてはならない存在。感染拡大に最大限努めつつ、必要業務を継続いただくよう、改めてお願い申し上げます。

2. 資金繰り支援について

- 新型コロナウイルス感染症との戦いが長期化していくに伴い、中小・零細事業者の方々に対する資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援などの必要性はさらに高まっていくと考えられる。
- 資金繰り支援については、年度末を控え、更なる資金需要の高まりが想定されることから、今月8日には、麻生金融担当大臣や梶山経済産業大臣も出席する形で、「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」を開催した。
- 金融庁からは、皆様に対し、
 - ・ 貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは当然のことながら、そういった誤解を招くこともないよう、引き続き、お客様の立場に立って、最大限柔軟な対応を行うこと、
 - ・ 「実質無利子・無担保融資」の据置期間・返済期間について、お客様のニーズを十分に踏まえ、長期の延長等を積極的に提案するなど、親身かつ丁寧な対応を行うこと、など、資金繰り支援には万全を期していただくよう、お願いさせていただいた。
- 皆様におかれても、年度末に向けて、全力を挙げて取り組んでいただくようお願い申し上げます。

- 「実質無利子・無担保融資」については、年度末が申込期限、5月末が融資実行期限となっている。事業者の資金ニーズを十分に確認し、新規融資や借換え等が必要であれば対応をお願いしたい。
- なお、4月1日からは、金融機関が、事業者の経営改善等をサポート・継続してフォローアップしていただくことを前提に、保証料率の補助等を行う新たな「伴走支援型特別保証制度」が開始され、その申請等については、「金融機関ワンストップ」で対応いただく予定。
- 加えて、直近の決算が資産超過であり、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている場合には、経営者保証の免除についても、積極的に検討いただきたい。
- また、コロナ禍の影響が継続する中で、例えば、「2期連続赤字」など、財務制限条項（コベナンツ）に抵触することも考えられるが、その変更・猶予に関しては柔軟に対応いただくようお願いしたい。
- 財務基盤の強化が必要な事業者には、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫等による資本金劣後ローンも、有効な選択肢のひとつ。事業者への積極的な周知・提案と必要な事業計画の策定支援、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫等との緊密な連携をお願いしたい。
- また、「事業再構築補助金」の公募が今月中に開始される見通しとなるなど、3次補正で整備した各種補助制度についても、積極的な周知と活用をお願いしたい。

3. 経営改善・事業再生・事業転換支援について

- 経営改善・事業再生・事業転換支援については、経営者の方々が、ご自身にとって一番良い解決策を見出すことができるよう、是非、一人ひとりのお客様に寄り添った、きめ細かなサポートをお願いしたい。

（「本業支援事例集」について）

- コロナ禍により、中小・零細事業者は大きな影響を受けており、金融機関には個々の事業者のニーズに応じた支援が求められている。本事務年度の金融行政方針においても、「協同組織金融機関については、特に、中小・零細事業者に対する支援に配慮するよう促していく」としているところ。
- このような考えの下、金融庁では、信用金庫・信用組合を対象にヒアリン

グを実施し、今般、参考になる取組事例をとりまとめた。

- 多くの金融機関にヒアリングを行った結果、本業支援における重要なポイントは、大きく分けて3点に集約されると考えている。
- まず1点目が、支援を行う前提として、正確に実態を把握し、事業者と課題を共有することである。中小・零細事業者は、日々の業務運営に注力せざるを得ず、経営面の課題に気づけていない場合も多い。
- そうした先に、現場に実際に足を運んで理解を深めたり、様々な機会を捉えて詳しく話を聞いたりした上で、経営者にも分かりやすいよう資料を工夫するなど「見える化」を図り、事業者と一緒に経営課題に向き合っていく関係を築くことが重要である。
- 次に2点目として、顧客のニーズに応じて、融資に限らず、今自らができる支援を最大限やっていくことである。
- 例えば、事業者が受け取ることができる助成金などの役立つ情報を提供していく、SNSなどの身近な情報ツールを使って事業者の情報発信を手伝う、休業等で労働力が余剰になった事業者と労働力が不足している事業者をマッチングする、などである。また、イントラネット上で職員同士が情報共有できる仕組みを構築するなど、金融機関自身も支援の幅を広げていくような取組を行うことが重要である。
- その上で、3点目は、信金中央金庫や外部機関、専門家、民間企業などとの連携である。規模が小さく、支援の人員が限られている信用金庫においては、自らの力だけでは支援が難しい場合もある。
- その際には、活用できる外部機関や専門家を一覧として整理したり、人材交流により関係を深めたりしながら、外部機関等の力も効果的に活用していくことで、海外移転やオンラインビジネスの展開など、専門性の高い領域のソリューションも提供することが可能となる。
- 「本業支援事例集」では、以上の3つのポイントについて、多くの事例を可能な限り具体的に記載させていただいた。これらが、皆様の参考となり、中小・零細事業者に対する本業支援により一層注力していただければ幸い。

4. 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金について

- 一時支援金については、2月末から登録確認機関の登録が始まっており、16日時点で、251金庫に登録機関として登録申請いただいていると承知しており、感謝申し上げます。
- なお、一時支援金の担保の設定や差押えの判断にあたっては、事業者の事業継続に支障を来すことがないように、事業者の状況を踏まえた特段の配慮をお願いしたい。

5. 経営者保証に依存しない融資の促進について

- 各金融機関におかれては、昨年4月1日に適用を開始した、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則も踏まえ、経営者保証に依存しない融資の促進に一層取り組んでいただいているものと承知している。
- 皆様のご尽力の結果、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等は、改善傾向が継続している。
- 一方、昨年は、金融機関によっては、「実質無利子・無担保融資」をはじめとした信用保証協会の保証付融資の増加が、無保証融資割合の改善につながったと考えられることから、来年度以降、「伴走支援型特別保証制度」における経営者保証の免除対応に加え、保証付融資以外の融資（プロパー融資）についても、引き続き、無保証融資割合等の改善に努めていただくよう、よろしくをお願いしたい。

6. システム障害・ITガバナンスについて

- 銀行業がシステムと不可分となっている中で、短期間で原因の異なるシステム障害が複数回発生し、個人・法人の利用者に対して、大きな影響を及ぼした。
- 足許のシステム障害発生を見るまでもなく、金融機関においてITシステムは極めて重要。今回の事案を踏まえ、各金融機関においては、改めて
 - ・ システム開発・運用・変更等に際しての対応(※)が十分か、(※) 例えば、事前テストの十分性、システムに与える負荷や関連システムへの影響の調査

- ・ 2線、3線の牽制機能は有効に機能しているか、
- ・ 万が一、障害発生した際、顧客影響を最小限にとどめるための対応策は実効的か、

などを検証し、システムリスク管理態勢の強化とシステムの安定稼働に努めていただきたい。

7. 銀行システム障害と利用者への対応について

- 先般、主要行において、システム障害の発生により、休日にATMやインターネットバンキングが利用できなくなったほか、キャッシュカードや通帳等がATMに取り込まれ、長時間にわたり返却がなされなかったなど、利用者にとって大きな影響を及ぼす事案が生じた。
- システム障害の真因については現在究明中であると承知しているが、今般の一連の障害を踏まえ、各信用金庫においては、自金庫のシステムリスクについて点検をお願いしたい。なお、金融庁としては、システム障害発生リスクを低減させることはもちろんだが、障害が起きることを前提とした上で、障害発生時の連絡体制を含めた復旧対応能力や顧客案内や周知等といった対応もまた重要と考えている点に、留意いただきたい。
- 主要行の中には、早速、今回の事案を踏まえて自行の状況を点検し、新たな取扱ルールの検討を行うなどの取組みを行っている事例もあると承知している。

(参考) 今回のシステム障害発生後の金融機関の対応・参考事例

- ・ 今回の事案を踏まえた新たな取扱ルールの検討を行っている事例
 - ・ システムの移行・更新作業におけるシステム上の負荷に関する事前検証について、過去のシステム負荷の状況を勘案してテストを実施し、実際の作業についても作業日程や時間帯を考慮して行っている事例、
 - ・ ATMの仕様を確認するとともに、障害発生時において、ATMにおける取引類型に応じてキャッシュカード等の自動排出機能を定めている事例
 - ・ ATM提携先と改めて障害時の顧客対応等について確認を行っている事例
 - ・ 休日に障害が発生した場合の本部関係部署への連絡体制や各営業拠点における顧客対応の実効性について再点検を行っている事例
- 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(※)に記載のとおり、

大規模な障害発生時の広報対応等のコンティンジェンシープランについても監督上の着眼点としており、ご確認いただきたい。

(※) II-3-4 システムリスク

8. ドコモ口座等を通じた不正出金事案を踏まえた「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正について

- ドコモ口座等を通じた不正出金事案を受け、本年2月26日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部を改正した。パブリックコメントでは、131件のご意見が寄せられたところ、各金融機関からもコメントやご意見をいただいた。ご協力に感謝したい。
- 本改正では、資金移動業者等が提供する決済サービスと預金口座とを連携する際における、連携先と協力したサービス全体のリスク評価の実施、連携時における実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの不正防止策の実施、補償方針の策定・周知、相談態勢の整備等について、監督上の着眼点を記載している。
- 各金融機関においては、本改正において記載された監督上の着眼点や、全国銀行協会策定の「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」を参考に、適切な業務運営に取り組んでいただきたい。

9. 銀行間手数料の見直しについて

- 銀行間手数料の見直しに向けては、新たなスキームである「内国為替制度運営費」について、近日中に決定を行うべく調整が進められていると承知している。本件は、全銀ネットを中心に、各金融機関にもコスト調査等の形でご協力をいただき、検討が進められてきたものであり、皆様に感謝申し上げます。
- その上で、銀行間手数料は、金融機関が利用者に振込サービスを提供する上での原価を構成するものと理解している。各金融機関におかれては、今回の見直しの趣旨を十分に踏まえ、これをしっかりと利用者に還元する観点から、振込手数料の在り方について適切にご検討いただきたい。
- また、政府の成長戦略においては、「多頻度小口決済の利便性向上」も掲げられている。この観点からは、少額送金インフラの2022年度早期の稼働

開始に向けた検討が都市銀行等5行を中心に進められているほか、一部金融機関において、月額課金で振込が指定回数無料となるといった仕組み（サブスクリプション）を設けるといった動きがあると承知している。

- 各金融機関においては、今回の銀行間手数料の見直しも一つの契機として、キャッシュレス化といった社会的要請も踏まえ、決済における利用者利便の向上に取り組んでいただきたい。

(参考) 成長戦略実行計画 (令和2年7月17日閣議決定) (抜粋)

第3章 決済インフラの見直し及びキャッシュレスの環境整備

1. 決済インフラの見直し

(2) 第4次産業革命の進展に伴う決済インフラの構築

①振込手数料の見直し

第4次産業革命の進展に伴い、キャッシュレス決済の利用シーンが拡大する中、決済は多頻度になり、なおかつ少額化している。一方、キャッシュレス決済を提供する店舗への売上の入金も銀行振込によって行われているため、振込手数料の負担がキャッシュレス決済普及の障害となっている。

このため、振込手数料の背景にあるコストの相当部分を占め、40年以上不変である銀行間手数料につき、その見直しを図る。見直しに当たっては、全国的な決済ネットワークインフラを安定的かつ効率的に運営する観点から、全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)(※)が定める仕組みに統一し、コスト構造の見える化を行いつつ、コストを適切に反映した合理的な水準へ銀行間手数料の引下げを実施する。

(※) 全銀システムを運営する一般社団法人

②多頻度小口決済の利便性向上

多頻度小口で送金する利用者の利便性向上の観点から、振込金額の多寡にかかわらず振込1件ごとに手数料が発生する料金体系について、利用頻度に関わらず定額で手数料を支払う仕組みも設けるなど、料金体系の多様化を促す。

10. 地域企業経営人材マッチング促進事業について

- 令和2年度第三次補正予算において、「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」のための施策として、「地域企業経営人材マッチング促進事業」の創設を盛り込んでいる。
- これは、REVICに人材リストを整備し、地域金融機関等による人材マッチ

ングを行う取組みについて、金融庁から補正予算措置を含めて推進することで、大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材の確保を後押ししていくものである。

○ 具体的には、補正予算の中で、

- ・ 人材リストを活用して経営人材を獲得した地域企業に対する、一定額の補助、
- ・ 大企業人材に対する、地域の実情や中小企業の経営の実態を事前に理解してもらうための機会（研修・ワークショップ）の提供、

などを盛り込んでいる。

○ これまでも、金融機関の人材紹介事業については、金融庁が平成30年3月に監督指針を改正（※）したほか、内閣官房・内閣府が令和2年度当初から「先導的人材マッチング事業」を開始し、地域金融機関等による人材マッチング事業の支援を進めるなど、政府からの後押しが進められている。また、有料職業紹介事業の許可を受けている信用金庫も増えてきていると承知している。

（※）主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針を改正し、銀行及びその子会社等における人材紹介業務が可能であることを明確化

○ 金融庁は、地域金融機関に対して、地域企業の経営課題を的確に把握し、その解決策に資するアドバイスやファイナンスの提供などの金融仲介機能を十分に発揮していくことを求めているが、特に経営人材のマッチングに当たっては、まさに経営課題を把握している地域金融機関が事業性評価・伴走支援活動の一環として取り組む必要があると考えている。「地域企業経営人材マッチング促進事業」を活用した人材マッチングサービスの推進も含め、地域企業の課題解決・生産性向上に積極的に取り組んでいただくよう、お願い申し上げます。

11. 引当についての金融庁の相談受付窓口について

○ 各金融機関においては、現在、年度末の決算に向けた対応を進めていると承知しているが、検査マニュアル廃止の趣旨も踏まえ、融資方針やポートフォリオの特性、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮した引当方法について、独自に模索されている金融機関も増えてきていると認識している。

- 他方で、こうした金融機関からは、会計監査人などと協議をする中で、様々な悩みや課題が生じている、といった意見も聞かれている。
- 金融庁では、こうした具体的な悩みや課題を、公認会計士協会や日本銀行と連携して解消していくため、令和元年12月、検査マニュアルを廃止した際に、併せて当庁に相談窓口を設置しているところ。是非こうした窓口もご活用いただきたいと考えている。
- なお、相談窓口を案内しているページでは、公認会計士協会や日本銀行とも協議しやすいよう、相談用のフォーマットも併せて公表しているが、これを金融機関で全て埋めてからでないと相談できないというものではないので、まずは、金融庁、あるいは最寄りの財務局に、お気軽にご相談いただければ幸い。

12. 事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会について

- 金融庁では、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」において、事業継続を支えられる望ましい融資・再生実務のあり方について検討を進め、昨年12月25日に、事業全体に対する担保権の導入に向けた論点を整理し、公表している。
- 論点整理で示された新しい担保権については、既存の実務を否定したり、一律の活用を求めたりするものではなく、あくまで、各金融機関が事業そのものを評価して融資を行っていくに当たっての、新たな選択肢として検討しているものである。
- 今後、法務省・法制審議会への問題提起などを通じて、法改正の議論に貢献していきたいと考えている。事業者支援を進めやすくなるような環境を整えていくために、金融機関の皆様方からも、実務の観点から、引き続き、ご意見を頂戴していきたい。

13. ノウハウ共有プロジェクトについて

- 金融庁では、地域や組織を超えて事業者支援のノウハウや知見が共有されるための取組みを支援していくこととしており、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部と連携して創設する、事業者支援ノウハウ共有サイトについ

て、トライアルに参加いただける金融機関を公募させていただいた。

- この結果、45 機関 122 名の応募、信用金庫では計 8 機関 21 名の参加表明をいただき、誠に感謝申し上げます。ノウハウ共有サイトについては、本年 1 月から 3 月までのトライアル期間を経て、今春に本格稼働を予定しており、活用しやすいものにしていきたい。
- また、トライアルに先立ち、各業界団体のご協力の下、地域金融機関の ICT 環境について、実態把握を行わせていただいたところ、環境整備を進める金融機関が見受けられる一方、全体的に見ると整備途上にある状況が明らかとなった。
- ノウハウ共有サイトへの積極的参加の後押しとなるとともに、コロナ禍での「新しい日常」に適応し、利用者利便を高めていく観点からも、情報セキュリティを確保しつつ、ICT 環境向上に向けた取組みをお願いしたい。

14. 書面・押印・対面手続の見直しについて

(書面・押印・対面手続を求める規制について)

- 昨年 12 月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行ったところ。
- 今後、民間同士の手続や当局が行う通知等のうち、金融庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、その必要性を検証した上で、本年 6 月末までに見直す方針。
- なお、法律で押印・書面の交付等を求める規定についても、規制改革推進室が取りまとめた上、今期通常国会に提出する一括改正法案により改正する予定。

(登記事項証明書の添付省略について)

- また、法務省の登記情報システムが改修され、昨年 10 月より、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始された。
- これにより、法令に基づく申請等における登記事項証明書の添付省略が可能となったことから、金融庁としても、その添付省略の取扱いを開始しているので、この場を借りて改めて周知させていただきたい。

(国民の書面・押印・対面手続の見直し)

- 昨年6月に立ち上げた「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」については、貴協会にも議論に参加いただき感謝申し上げます。
- 昨年12月に論点整理の取りまとめを行ったところ、皆様におかれても、こうした論点整理なども踏まえながら、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただくようお願いしたい。

15. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 2月19日、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表。さらに、パブリックコメントを通じて寄せられたご意見も踏まえ、3月末を目途にFAQを公表予定。各金融機関におかれては、マネロン・テロ資金供与対策に係るリスク管理の参考として、改正版ガイドラインと併せてご活用いただきたい。
- 本年も、各金融機関の取引実態や態勢整備の状況、対策の有効性等を定期的に確認し、リスクに応じたモニタリングに活用していくため、3月末時点の定量・定性情報について、ご報告をお願いしたい。なお、今回、報告内容を以下のとおり変更する。
 - ・ 在留外国人との取引状況や継続的顧客管理に向けた各種取組みの進捗状況等、に関する質問項目を追加
 - ・ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(令和3年2月19日)を踏まえた修正
- FATFによる「第4次対日相互審査」については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2021年2月に予定されていた結果に関する議論を更に延期し、6月の全体会合で行う旨を公表。
- 各金融機関には、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理など、リスクベース・アプローチに基づく一層の取組みを期待する。
- 一方で、一部の金融機関において、全ての顧客に対して一律に資産、年収の報告が義務付けられているかのような対応を行い、苦情が寄せられている事例がある。昨年10月に要請文を発出したとおり、各金融機関において丁寧な顧客対応を徹底するよう、改めて協会内で周知いただきたい。

16. FATF によるリスクベース監督に関するガイダンスの公表について

- FATF（金融作業部会）では、3月4日、リスクベース監督に関するガイダンスを公表した。本ガイダンスは、リスクベースに基づくマネロン監督の重要性について、世界の問題意識を示したものであり、こうしたガイダンスがこのタイミングで公表されることは、全世界でマネロン監督の強化が重要課題であると意識されていることを示している。
- 金融庁としても、リスクベース・アプローチを基本的な考え方とする金融庁マネロン・ガイドラインを平成30年2月に公表し、本年2月に2回目の改正を行うなど、マネロン対策に係る施策を強化してきたところ。本ガイダンスは、こうした取組みと軌を一にするもの。
- 金融庁では、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行い、必要に応じて監督上の措置を発動することとしている。本ガイダンスでも、オンサイトかオフサイトといった監督上の形式面の違いを強調するのではなく、リスクに応じて適切な監督ツールを組み合わせ、リスク低減という監督上の成果を確実にあげることが重要としている。
- また、テクノロジーの活用についても言及がなされている。金融庁としては、AIを活用したシステムを構築し、各金融機関が共同利用することによりマネロン対策の高度化・効率化を検証する政府の実証事業について、関係者の支援を行っているところ。今後も、テクノロジーを効果的に活用したマネロン対策の効率性・実効性の向上について、官民双方で考えてまいりたい。
- 金融庁としては、本ガイダンスも踏まえ、引き続きリスクベース・アプローチに基づくマネロン監督を深化させる所存であり、皆様におかれてもご対応をよろしくお願いしたい。

17. 預金口座へのマイナンバー付番等について

- デジタル改革関連法案の一環として、
 - ・ マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組み
 - ・ 相続・災害時のサービスを含む預貯金付番を円滑に進める仕組み等の創設に向けた所要の法律案が内閣府から国会に提出された。

18. 認知症や要介護の方への金融サービスの提供について

- 全国銀行協会においては、昨年3月に「預金者ご本人の意思確認ができない場合における預金の引出しに関するご案内資料」を作成・公表しているが、各金融機関においては、顧客の事情等を的確に把握のうえで、こうした資料も積極的に活用しながら、顧客に寄り添った対応が行われるよう、改めて周知等をお願いしたい。

19. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及については、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、政府として、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っているところ。
- 更に、昨年12月の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえて公表した金融担当大臣談話においても、各金融機関において、マイナンバーカードの普及に協力することを要請しているところ、この場を借りて改めて、その普及へのご協力をお願いしたい。

20. サステナブルファイナンス有識者会議における議論の状況について

- 本年1月の初回会合以降、第2回では「企業による気候関連開示の充実」、第3回では「金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供」について議論してきた。
- 第4回（3月2日）会合では、「金融機関によるサステナブルファイナンスの推進」について、有識者、金融実務者（銀行、保険）からのプレゼンテーションに続き、これまでの金融界の取組みを踏まえ、金融機関に期待される事業評価等の役割や、金融機関自身の気候変動リスク管理など、幅広い議論を行った。

21. LIBOR 公表停止時期の明確化及びシンセティック円 LIBOR 構築に関する今後の対応について

- 3月5日、LIBOR 運営機関は、米ドルの一部（1、3、6、12 か月物）は 2023 年 6 月末、それ以外は本年 12 月末をもって LIBOR の公表を停止する旨、公表。
- 同日、英国金融行為規制機構（FCA）が、日本円の一部（1、3、6 か月物）は、2022 年 1 月以降の 1 年間に限り、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR（いわゆるシンセティック LIBOR）を構築することについて、市中協議を行うと表明。
- 金融庁及び日本銀行は、3月8日、本邦における今後の LIBOR からの移行対応、及びシンセティック円 LIBOR に対する考えを示した文書を金融機関宛に発出。

22. TPP11、RCEP 等を見据えた我が国企業への支援

- わが国における通商交渉においては、近年、①2018 年 12 月に TPP (TPP11)、②2019 年 2 月に日 EU・EPA、③2020 年 1 月に日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定、さらに今般④日英 EPA が発効し、⑤2020 年 11 月に RCEP（地域的な包括的経済連携）が署名される等、大きな進展があった。
- このような進展を受け、政府全体として、本邦企業の海外進出や国内産業の競争力強化等を図るため、「総合的な TPP 等関連政策大綱」を昨年 12 月 8 日に改訂したところ。
- 金融機関におかれては、企業・事業者が期待する支援ニーズを的確に把握し、必要に応じ公的機関等とも連携しながら、適切な情報提供や助言、資金提供等を行うことにより、海外進出や経営改革等に動き出す企業・事業者を適切に後押しいただくよう宜しくお願いしたい。

（以 上）